

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【公開番号】特開2016-9576(P2016-9576A)

【公開日】平成28年1月18日(2016.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2016-004

【出願番号】特願2014-129090(P2014-129090)

【国際特許分類】

H 01 R 13/52 (2006.01)

H 01 R 13/631 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/52 301H

H 01 R 13/52 301G

H 01 R 13/631

【手続補正書】

【提出日】平成29年2月6日(2017.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

特許文献1の上側シール部材は、相手側コネクタから下方に押圧されてアウタハウジングと相手側コネクタとの間をシールする。このため、相手側コネクタの押圧力が不十分な場合、アウタハウジングと相手側コネクタとの間が完全に防水されない。更に、特許文献1のインナハウジングは、アウタハウジングに対して相対的に移動可能とする必要があるため、図37に示されているような従来のシール部材によってアウタハウジングに固定できない。このため、アウタハウジングとインナハウジングとの間は防水されず、アウタハウジングと相手側コネクタとの間を通って水が入った場合、水はインナハウジングの内部の端子まで達するおそれがある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

本発明は、更に様々に変形可能であり、応用可能である。例えば、主シール部材40は、第2ハウジング30が第1ハウジング20に対して相対的に移動できる限り、ゴムによって一体形成されていなくてもよい。例えば、第1被固定部410及び第2被固定部420をゴムによって形成すると共に、中間部430を合成樹脂によって全体的に蛇腹構造に形成してもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0097

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0097】

図31を参照すると、防水コネクタ10Cを筐体60に取り付けた取付状態において、

第1ハウジング20C及び筐体60は、互いに固定されている。また、第2ハウジング30C及び固定部材55は、互いに固定されている。一方、第1ハウジング20Cと第2ハウジング30Cとは、上述したように弾性変形可能な主シール部材40Cによって互いに連結されている。更に、Z方向と直交する方向において、第2ハウジング30Cは、第1ハウジング20C及びカバー部材50Cとの間に間隔をあけて位置しており、固定部材55も、筐体60の孔64の内壁面との間に間隔をあけて位置している。このため、第2ハウジング30Cは、XY平面内を第1ハウジング20Cに対して相対的に移動可能である。一方、本実施の形態によれば、取付状態にある被支持部340は、Z方向において、支持面214と規制面512との間に位置している。このため、第2ハウジング30CのZ方向における移動は、規制面512によって規制されている。